

○近畿地方整備局告示第14号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年2月10日

近畿地方整備局長 森 昌文

第1 起業者の名称 和歌山県

第2 事業の種類 一級河川紀の川水系住吉川改修工事（左岸：和歌山県岩出市中島字櫛ノ木地内、右岸：同市吉田字鷺ノ瀬地内から左岸：同市中黒字前島地内、右岸：同市吉田字梓ノ内地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 ^{わかやま}和歌山県^{いわで}岩出市^{なかじま}中島字^{はげ}櫛ノ木、^{なかぐろ}中黒字^{まえしま}前島並びに^{よしだ}吉田字^{さぎ}鷺ノ瀬^せ及び^{わく}字^{うち}梓ノ内地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、左岸：和歌山県岩出市中島字鷺ノ瀬地内、右岸：同市吉田字鷺ノ瀬地内から左岸：同市中黒字前島地内、右岸：同市吉田字梓ノ内地内までの延長960mの区間（以下「本件区間」という。）を全

体計画区間とする「一級河川紀の川水系住吉川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うとされているところ、同条第2項の規定において国土交通大臣が指定する区間内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができるとされていることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川紀の川水系住吉川（以下「住吉川」という。）は、和歌山県岩出市安上地内の和泉山脈の山麓を源流とし、岩出市の中央から南西に向けて流下し、途中、右支川の居家川及び相谷川を合わせ、一級河川紀の川水系紀の川（以下「紀の川」という。）の12.4km地点に合流する流路延長5,210mの河川であり、住吉川流域の面積は、支川である相谷川等の流域面積とを合わせた10.2km²である。

住吉川周辺は、宅地開発が進み、住宅地が広がり、一般国道24号等が横断する社会、経済上重要な地域であるが、河道が狭く河積が小さいことから流下能力が著しく低く、近年では平成7年7月の豪雨により床下浸水29戸、平成20年5月の豪雨により床下浸水10戸、平成21年11月の豪雨により床上浸水3戸、床下浸水18戸など、頻繁に豪雨によ

る洪水に見舞われ、家屋の浸水等の被害がたびたび発生している。

住吉川の治水対策は、平成17年11月に「紀の川水系河川整備基本方針」が、平成26年7月に「紀の川水系紀泉圏域河川整備計画」（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、概ね100年に1回程度の降雨で発生する洪水を安全に流下させることを目標として、紀の川との合流点における計画高水流量を200m³/sとし、下流より順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業の完成により、河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、洪水による浸水被害が生ずる危険性が高い本件区間について、計画高水流量を安全に流下させることができ、本件区間の流下能力の向上が図られ、本件区間を含む下流域における洪水による水害の解消に寄与するものである。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者は、低騒音・低振動機械を使用し、必要に応じて騒音・振動対策を実施することとしており、周辺的生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で、本件事業により改変される起業地に生息する可能性がある希少な動植物に与える影響について、現地調査や既存文献を基に実施した調査の結果、本件区間内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内には、環境省レッドリスト及び和歌山県レッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているメダカや環境省第4次レッドリストで絶滅危惧ⅠB類に指定されているゲンゴロウブナが確認

された。起業者は、メダカについては、本件事業の施行にあたり、寄せ土や捨て石による自然な水際の再生に努め、植生等により極力変化を持たせるようにすることで生息環境を回復させる保全措置を講ずることとしており、専門家への意見聴取に基づき、工事の際には濁水の流出に留意するとともに、産卵期を避ける等の施工時期を配慮した上で、本件区間内で生息が確認された場合には、専門家の助言を受け、いったん捕獲して待避させる等の保全措置を講ずることとし、ゲンゴロウブナについては、元来和歌山県には生息しない種であり、工事による影響はないとの専門家からの回答を得ていることから、影響は少ないと認められる。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、起業者は、本件事業の工事によって発見された場合には、速やかに和歌山県教育委員会と協議を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、洪水による浸水被害が生ずる危険性が高い本件区間について、流下能力の向上を図り、本件区間を含む下流域における洪水による水害の解消に寄与することを主な目的とする河川改修事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の施行方法については、地域の土地利用、工事施工の難易性及び経済性並びに潰地面積及び支障物件の多少を考慮し、左右岸拡幅による申請案のほか、左岸拡幅案及び捷水路案の3案について比較検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、計画延長は中位であるが、取得面積が最も少なく、事業費が最も廉価であることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、住吉川周辺は、たびたび浸水被害が発生していることから、本件区間を含む下流域における水害の解消のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、岩出市から、本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

所